

## 富士河口湖町水道施設整備協力金取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、富士河口湖町水道施設整備協力金（以下「協力金」という。）の取扱いに關し必要な事項を定めるものとする。

### (施設整備協力金)

第2条 町長は、富士河口湖町の水道事業から給水を受けようとする開発者（以下「開発者」という。）に対し、第4条に定める場合を除き、水道施設の建設整備費用に充てることを目的とする協力金の納付を求めるものとする。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「事業資産合計額」 当該水道事業の会計の前年度（前年度決算を議会で承認するまでの間は前々年度）決算数値の資産合計額とする。
- (2) 「1日当たり平均給水量」 当該水道事業の前年度（前年度決算を議会で承認するまでの間は前々年度）の年間有収水量を365日で除して、小数点以下を四捨五入して求めた数値（単位は立方メートルとする）。
- (3) 「給水量資産単価」 (1)号「事業資産合計額」を(2)号「1日当たり平均給水量」で除して、小数点以下を四捨五入して求めた数値（単位は円とする）
- (4) 「減額平準化係数」 平成31年度を1とし、平成32年度を0.9とし、以降1年ごとに0.1を引いた係数とし、平成39年度に0.2まで達したところで限度とする。
- (5) 「在住年数」 開発者が個人の場合は現住所に住民登録（法人であれば法人登記）した期日より起算して、当該開発行為の事前協議書を提出した日までの期間の満年数とする。

3 協力金の金額は、開発者が計画している給水量に応じて、次の計算方法により算出した数値とする。

$$\text{「事業資産合計額」} \div \text{「1日当たり平均給水量」} = \text{「給水量資産単価」} - ①$$

$$\text{「給水量資産単価」} \times \text{計画水量} = \text{施設整備協力金} - ②$$

施設整備協力金額②に、「減額平準化係数」を乗じて求めた額 - A

施設整備協力金額②に、開発者の当該給水区域内での在住年数に応じて、次の表における減額割合を乗じて求めた額 - B

乙は上記の算式で求めたAとBの額を比較し、より低い方で納入する。

在住年数	減額割合
(20年以上)	施設整備協力金額③に対し 減額割合 80%
(16～19年)	施設整備協力金額③に対し 減額割合 60%
(11～15年)	施設整備協力金額③に対し 減額割合 40%
(6年～10年)	施設整備協力金額③に対し 減額割合 20%
(4年～5年)	施設整備協力金額③に対し 減額割合 10%
(2年～3年)	施設整備協力金額③に対し 減額割合 5%
(0年～1年、町外)	施設整備協力金額③に対し 減額なし

富士河口湖町に住所を有する開発者が水道事業の給水区域をまたいだ場所で行う開発においては、在住年数による減額割合は40%を限度とする。

(協力金の減額)

第3条 開発者が、開発行為にともない水道配水本管の布設工事を計画し、施工完了後当該水道配水本管を町へ寄付する場合は、前条第3項により算出された協力金の額から、当該水道配水本管施設の工事費に相当する額を減額することができるものとする。ただし、算出された協力金の額を超えて減額することはできない。

(協力金の免除)

第4条 当該開発行為が、国、県、町等より補助金を受けておこなう場合については、この協力金を免除する。

2 当該開発行為が第三者の土地を借地しておこなわれる場合は、算出された協力金の二分の一の額とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。